第50回 労働衛生コンサルタント試験 (労働衛生関係法令)

指示があるまで、試験問題を開かないでください。

[注意事項]

- 1 解答方法
 - (1) 解答は、別の解答用紙に記入(マーク)してください。
 - (2) 使用できる鉛筆(シャープペンシル可)は、「HB」又は「B」です。 ボールペン、サインペンなどは使用できません。
 - (3) 解答用紙は、機械で採点しますので、折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
 - (4) 解答を訂正するときは、消しゴムできれいに消してから書き直してください。
 - (5) 問題は、五肢択一式で、正答は一問につき一つだけです。二つ以上に記入 (マーク)したもの、判読が困難なものは、得点としません。
 - (6) 計算、メモなどは、解答用紙に書かずに試験問題の余白を利用してください。
- 2 受験票には、何も記入しないでください。
- 3 試験時間は1時間で、試験問題は問1~問15です。
- 4 試験開始後、30分以内は退室できません。 試験時間終了前に退室するときは、着席のまま無言で手を上げてください。 試験監督員が席まで伺います。
 - なお、退室した後は、再び試験室に入ることはできません。
- 5 試験問題はお持ち帰りください。
- * 法令の規定は、令和4年4月1日現在施行されているものとします。 令和4年4月1日時点で適用される規定の内容で解答してください。

- 問 1 事業場の安全衛生管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、 正しいものはどれか。
 - (1)事業者は、常時使用する労働者数が300人の造船業の事業場においては、 総括安全衛生管理者を選任するほか、元方事業者である当該事業者の労働者 とその請負人の労働者が同一の場所で作業を行い、これらの労働者数が常時 30人以上となる場合は、統括安全衛生責任者を選任しなければならない。
 - (2) 事業者は、常時100人以上の労働者を使用する運送業の事業場においては、 総括安全衛生管理者を衛生委員会の議長として委員に指名するほか、議長以 外の委員の半数については、その指名に当たって、あらかじめ、当該事業場 の労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者の意 見を聴取しなければならない。
 - (3)産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努め、事業者の指示に基づいて誠実にその職務を行わなければならない。
 - ○(4)産業医は、労働者の健康を確保するため事業者に対し勧告する必要がある と認めるときは、あらかじめ、勧告の内容について事業者の意見を求めて、 労働者の健康管理等について必要な勧告を行うことができる。
 - (5) 事業者は、産業医の選任を要する事業場において、産業医が辞任したとき 又は産業医を解任したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を記載した報 告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

問 2 労働安全衛生法令の機械等に関する規制に関する次のイ〜ニの記述について、 労働安全衛生法令上、正しいもののみを全て挙げたものは(1)~(5)のう ちどれか。

ただし、当該機械等は、本邦の地域内で使用されるものとする。

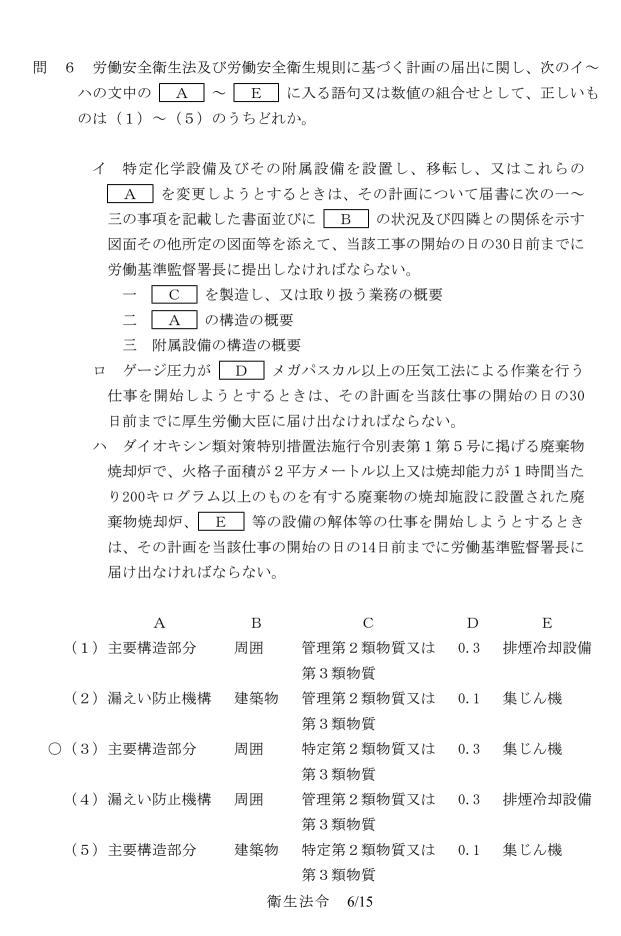
- イ 排気量が40立方センチメートル以上の内燃機関を内蔵するチェーンソーは、厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、 又は設置してはならない。
- ロ 透過写真撮影用ガンマ線照射装置を製造した者は、登録個別検定機関 が個々に行う当該透過写真撮影用ガンマ線照射装置についての検定を受 けなければならない。
- ハ 電動ファン付き呼吸用保護具を製造した者は、登録型式検定機関が行 う当該電動ファン付き呼吸用保護具の型式についての検定を受けなけれ ばならない。
- ニ 事業者は、硫酸を含有する排液の排液処理装置については、6か月以 内ごとに1回、定期に、自主検査を行い、その検査の記録を7年間保存 しなければならない。
- (1) イ ロ
- \bigcirc (2) \overrightarrow{A} \nearrow
 - (3) イ ハ ニ
 - (4) ロ ハ ニ
 - $(5) \Box =$

- 問 3 安全衛生教育に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。
 - (1) 自動車整備業の事業者は、作業中の労働者を直接指導し、監督する職務に 新たに就くこととなった職長及び作業主任者に対し、職長等の教育を実施し なければならない。
 - (2) 事業者は、鉛装置の破砕、溶接、溶断又は切断の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する特別教育を行わなければならない。
 - (3) 事業者は、第一種酸素欠乏危険作業に従事する労働者に対し特別教育を実施するときは、救急そ生及び酸素濃度の測定についての実技教育を行わなければならない。
 - (4) 事業者は、潜水業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、当該 業務に関する特別教育を行わなければならない。
 - (5) 事業者は、特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを3年間保存しておかなければならない。

- 問 4 次のイ~ホの作業場のうち、労働安全衛生法令に基づき作業環境測定を行わなければならない作業場に該当するもののみを全て挙げたものは(1)~(5)のうちどれか。
 - イ チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
 - ロ 冷蔵庫で労働者がその内部で作業を行うもの
 - ハ アンモニアを取り扱う屋内作業場
 - ニ 海水が滞留したことのあるピットの内部において作業を行う場合の当 該作業場
 - ホ 鋼材をガス溶断する作業を行う屋内作業場
 - (1) イ ロ =
 - (2) イ ハ ニ
 - (3) ロ ハ

 - (5) = π

- 問 5 労働安全衛生法に基づく健康診断のうち、労働者に対しその業務内容に関わらず行わなければならない健康診断(以下「一般健康診断」という。)に関する次のイ~ニの記述について、正しいものの組合せは(1)~(5)のうちどれか。
 - イ 事業者は、常時1,000人以上の労働者を使用する事業場においては、 専属の産業医を選任し、労働者の雇入れ時及びその後1年以内ごとに1 回、定期に、当該産業医による一般健康診断を実施しなければならない。
 - ロ 1年以内ごとに1回、定期に行う一般健康診断は、労働安全衛生規則で定める項目について実施しなければならないが、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、一部の項目を省略することができる。
 - ハ 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに1回、定期に行う一般健康診断を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
 - ニ 事業者は、一般健康診断を実施した日から3か月以内に、健康診断を 受けた労働者全員について、その健康診断の結果に基づき、健康を保持 するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければならない。
 - (1) イ ロ
 - (2) イ ハ
 - \bigcirc (3) \square \nearrow
 - $(4) \square =$
 - $(5) \wedge =$



- 問 7 労働安全衛生規則の衛生基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
 - (1) 事業者は、酸素濃度が18パーセントに満たない場所又は硫化水素濃度が100万分の10を超える場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。
 - (2) 事業者は、炭酸ガスが停滞し、又は停滞するおそれのある坑内の作業場について、6か月以内ごとに1回、定期に、炭酸ガス濃度を測定しなければならない。
 - (3) 事業者は、有害物が皮膚から吸収されて健康障害を起こすおそれのある業務に従事する労働者に使用させるため、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具を備えなければならない。
 - (4) 事業者は、強烈な騒音を発する場所における業務に従事する労働者に耳栓 等の保護具の使用を命じたときは、遅滞なく、当該保護具を使用しなければ ならない旨を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場 所に掲示しなければならない。
 - (5) 有害な光線にさらされる業務その他有害な業務に従事する労働者は、事業者から当該業務に必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない。

問 8 有機溶剤業務に労働者を従事させるときに事業者が講じた措置に関する次の イ〜ニの記述について、有機溶剤中毒予防規則上、違反となるものの組合せは (1)~(5)のうちどれか。

ただし、同規則による適用の除外及び設備の特例はなく、作業場所に設置された設備はいずれも有効に稼働しているものとする。

- イ 地下室の内部において、第一種有機溶剤等を用いて行う払しょくの業務に労働者を従事させるとき、その作業場所に局所排気装置を設けているが、労働者に送気マスクも有機ガス用防毒マスクも使用させていない。
- ロ 屋内作業場等のうちタンク等の内部以外の場所において、第二種有機 溶剤等の製造工程における混合又は攪拌の業務に労働者を従事させると き、その作業場所に全体換気装置を設け、労働者に有機ガス用防毒マス クを使用させている。
- ハ 屋内作業場等のうちタンク等の内部以外の場所において、第三種有機 溶剤等が付着している物の乾燥の業務に労働者を従事させるとき、その 作業場所に、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、 プッシュプル型換気装置又は全体換気装置のいずれの設備も設けず、労 働者に送気マスクも有機ガス用防毒マスクも使用させていない。
- ニ 地下室の内部において、第三種有機溶剤等を用いて行う吹付けによる 塗装の業務に労働者を従事させるとき、その作業場所に全体換気装置を 設け、労働者に有機ガス用防毒マスクを使用させている。
- (1) イ ロ
- (2) 7 =
- (3) ロ ハ
- (4) □ =
 - $(5) \wedge =$

- 問 9 鉛蓄電池を製造する工程において、鉛等の溶融を行う屋内の作業場に設けなければならない局所排気装置及び除じん装置に関する次の記述のうち、鉛中毒 予防規則上、正しいものはどれか。
 - (1) 局所排気装置のフードは、作業方法上、著しく困難である場合を除き、囲い式のものとしなければならない。
 - (2) 局所排気装置に設けなければならない除じん装置は、ろ過除じん方式又は これと同等以上の性能を有するものとしなければならない。
 - (3) 除じん装置を設けた局所排気装置のファンについては、吸引された鉛等の蒸気又は粉じんによる爆発のおそれがなく、かつ、ファンの腐食又は摩耗のおそれがないときを除き、除じんした後の空気が通る位置に設けなければならない。
 - (4) 局所排気装置の排気口については、除じん装置を付設したものを除き、屋外に設けなければならない。
 - (5) 局所排気装置は、そのフードの外側における鉛の濃度を、空気1立方メートル当たり0.1ミリグラムを超えないものとする能力を有するものでなければならない。

- 問10 特定化学物質障害予防規則に定める特別管理物質に関する次の記述のうち、 特定化学物質障害予防規則上、誤っているものはどれか。
 - (1) 特別管理物質を製造する特定化学設備については、2年を超える期間使用 しない場合を除き、2年以内ごとに1回、定期に、自主検査を行い、所定の 事項を記録し、これを30年間保存するものとされている。
 - (2)特別管理物質を製造する屋内作業場については、6か月以内ごとに1回、 定期に、作業環境測定を行い、所定の事項を記録し、これを30年間保存する ものとされている。
 - (3) 特別管理物質を製造する作業場において常時作業に従事する労働者については、1か月を超えない期間ごとに、従事した作業の概要及び期間等の所定の事項を記録し、これを30年間保存するものとされている。
 - (4)特別管理物質を製造する業務に常時従事する労働者に対して、6か月以内 ごとに1回、定期に、所定の項目について医師による健康診断を行い、その 結果に基づき作成した特定化学物質健康診断個人票については、これを30年 間保存するものとされている。
 - (5) 特別管理物質を製造し、又は取り扱う事業者が、事業を廃止しようとする ときは、特別管理物質等関係記録等報告書に所定の書類を添えて、所轄労働 基準監督署長に提出するものとされている。

問 1	1	放射線業務従事者の被ばく限度に関する次の文中の $lackbr{A}$ \sim $lackbr{D}$ に入
		る語句又は数値の組合せとして、電離放射線障害防止規則上、正しいものは
		(1) ~ (5) のうちどれか。

事業者は、管理区域内において女性の放射線業務従事者(妊娠する可能性がないと診断されたもの及び妊娠と診断されたものを除く。)の受ける A については、 B 間につき C ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

事業者は、妊娠と診断された女性の放射線業務従事者の妊娠中に受ける線量が、内部被ばくによる A については、1 ミリシーベルトを、腹部表面に受ける D については、2 ミリシーベルトを、それぞれ超えないようにしなければならない。

	A	В	С	D
O (1)	実効線量	3 か月	5	等価線量
(2)	実効線量	6 か月	20	等価線量
(3)	実効線量	1年	10	等価線量
(4)	等価線量	3 か月	5	実効線量
(5)	等価線量	1年	10	実効線量

- 問12 酸素欠乏症等の防止に関する次の記述のうち、酸素欠乏症等防止規則上、誤っているものはどれか。
 - (1) 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、労働者を当該 作業を行う場所に入場させ、及び退場させる時に、人員を点検しなければな らない。
 - (2) 事業者は、酸素欠乏症等にかかった労働者を酸素欠乏等の場所において救 出する作業に労働者を従事させるときは、当該救出作業に従事する労働者に 空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスクを使用させなければならない。
 - (3) 事業者は、酸素欠乏症等にかかった労働者に、直ちに医師の診察又は処置を受けさせなければならない。
 - (4) 事業者は、その内部の空気を吸引する配管(その内部の空気を換気するためのものを除く。)に通ずるタンク、反応塔その他密閉して使用する施設又は設備の内部における作業に労働者を従事させるときは、労働者が作業している間、当該施設又は設備の出入口のふた又は扉が締まらないような措置を講じなければならない。
 - (5) 事業者は、不活性気体を送給する配管のバルブ若しくはコック又はこれらを操作するためのスイッチ、押しボタン等については、これらの誤操作による不活性気体の漏出を防止するため、配管内の不活性気体の名称、温度及び圧力を表示しなければならない。

- 問13 事務室の環境管理について事業者が講ずべき措置に関する次のイ~ニの記述 について、事務所衛生基準規則上、正しいものの組合せは(1)~(5)のう ちどれか。
 - イ 労働者を常時就業させる室における二酸化炭素の含有率(1気圧、温度25度とした場合の空気中に占める当該ガスの容積の割合をいう。)を 100万分の500以下としなければならない。
 - ロ 空気調和設備を設けている場合は、労働者を常時就業させる室の温度 が18度以上28度以下及び相対湿度が40パーセント以上70パーセント以下 になるように努めなければならない。
 - ハ ホルムアルデヒドの量の測定は、労働者を常時就業させる室の通常の 使用時間中に、当該室の中央部の床上50センチメートル以上150センチ メートル以下の位置において行うものとする。
 - ニ 労働者を常時就業させる室の照明設備について、3か月以内ごとに1回、定期に、点検しなければならない。
 - (1) イ ロ
 - (2) イ ハ
 - (3) \prec =
 - \bigcirc (4) \square \wedge
 - (5) \wedge =

- 問14 建築物の解体作業を行うときにあらかじめ行う石綿等の使用の有無について の事前調査及び分析調査に関する次の記述のうち、石綿障害予防規則上、正し いものはどれか。
 - (1) 事前調査及び分析調査は、建築物の解体工事に係る部分の床面積の合計が80平方メートル未満である場合には、行わなくてもよい。
 - (2)解体の対象となる建築物に石綿等が使用されているものとみなして、労働 安全衛生関係法令に規定する措置を講ずるときは、事前調査及び分析調査を 行わなくてもよい。
 - (3) 事前調査又は分析調査を行ったときは、その結果に基づき、事業者の名称、 住所及び電話番号その他所定の事項について記録を作成し、これを調査終了 日から3年間保存するものとされている。
 - (4) 事前調査又は分析調査の結果、石綿等が使用されていないことが明らかとなったときを除き、解体作業を行う作業場の作業に従事する労働者が見やすい箇所に、調査結果の概要を掲示しなければならない。
 - (5) 事前調査又は分析調査の結果、石綿等が使用されていることが明らかとなったときは、事業者の名称、住所及び電話番号その他所定の事項を所轄労働 基準監督署長に報告しなければならない。

- 問15 粉じんによる健康障害の防止のための設備、健康管理等の措置に関する次の 記述のうち、じん肺法令上又は粉じん障害防止規則上、正しいものはどれか。
 - (1)屋内作業場において、研磨材の吹き付けにより、金属を研磨する箇所には、 粉じんの発散を防止するため、局所排気装置の設置若しくはプッシュプル型 換気装置の設置又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。
 - (2)屋内作業場において、粉状の鉱石を原料として使用するものを製造する工程において、粉状の鉱石を混合する箇所に設けるプッシュプル型換気装置については、ろ過除じん方式又は電気除じん方式による除じん装置を付設したものを除き、その排出口は屋外に設けなければならない。
 - (3) 常時特定粉じん作業が行われ、土石、岩石又は鉱物の粉じんを著しく発散する屋内作業場及び坑内作業場については、6か月以内ごとに1回、定期に、当該作業場における空気中の粉じんの濃度及び当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定しなければならない。
 - (4) 常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理2又は管理3であるもの及び常時粉じん作業に従事させたことがあり、現に粉じん作業以外の作業に常時従事している労働者でじん肺管理区分が管理3であるものについては、1年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
 - (5) 常時粉じん作業に従事する労働者について定期のじん肺健康診断を行った ときは、所定の提出書に受診した全労働者のじん肺健康診断結果証明書及び エックス線写真を添えて所轄都道府県労働局長に提出し、じん肺管理区分の 決定を受けなければならない。

(終り)